

第百九十八回国会  
衆議院

内閣委員会

議 録 第 十 八 号

令和元年五月二十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧原 秀樹君

理事 平 将明君 理事 谷川 弥一君

理事 長坂 康正君 理事 牧島かれん君

理事 松本 剛明君 理事 山内 康一君

理事 大島 敦君 理事 岡本 三成君

安藤 裕君 池田 佳隆君

泉田 裕彦君 大西 宏幸君

金子 俊平君 神谷 昇君

木村 次郎君 小寺 裕雄君

杉田 水脈君 高木 啓君

中山 展宏君 長尾 敬君

西田 昭二君 古田 圭一君

松本 洋平君 三谷 英弘君

宗清 皇一君 今井 雅人君

大河原雅子君 岡本あき子君

近藤 昭一君 篠原 豪君

堀越 啓仁君 関 健一郎君

山岡 達丸君 太田 昌孝君

佐藤 茂樹君 塩川 鉄也君

浦野 靖人君

国務大臣  
(国家公安委員会委員長) 山本 順三君

内閣府大臣政務官 長尾 敬君

内閣府大臣政務官 安藤 裕君

内閣委員会専門員 長谷田晃二君

委員の異動

五月二十二日

辞任

岡下 昌平君

本田 太郎君

補欠選任

宗清 皇一君

木村 次郎君

松野 博一君 古田 圭一君  
山尾志桜里君 堀越 啓仁君  
森田 俊和君 関 健一郎君

同日

辞任

木村 次郎君

古田 圭一君

宗清 皇一君

堀越 啓仁君

関 健一郎君

補欠選任

本田 太郎君

松野 博一君

岡下 昌平君

山尾志桜里君

森田 俊和君

五月二十一日

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第四一号)(参議院送付)

同日

学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願(稲富修二君紹介)(第一〇四号)  
同(本村伸子君紹介)(第一〇四九号)  
同(福山守君紹介)(第一〇五三三号)  
同(今井雅人君紹介)(第一〇六〇号)  
同(北村誠吾君紹介)(第一〇六一号)  
同(松田功君紹介)(第一〇六二二号)  
同(山川百合子君紹介)(第一〇九九号)  
同(武村展英君紹介)(第一一四八号)  
同(大串博志君紹介)(第一一五五号)  
同(緑川貴士君紹介)(第一一五六号)  
同(森山浩行君紹介)(第一一五七号)  
同(長谷川嘉一君紹介)(第一一七〇号)  
公務・公共サービス拡充に関する請願(関健一郎君紹介)(第一〇四一号)  
同(本多平直君紹介)(第一〇四二二号)  
同(白石洋一君紹介)(第一〇五〇号)  
幼児教育・保育の無償化に関する請願(山崎誠君紹介)(第一一〇〇号)

マイナンバー制度の中止・廃止に関する請願  
(笠井亮君紹介)(第一一五八号)  
は本委員会に付託された。

五月二十二日

給食費を含めた幼児教育・保育の無償化の実施に関する陳情書(高知市本町四の一の二四 高木妙)(第一〇二二号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第四一号)(参議院送付)

○牧原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。山本国家公安委員会委員長。

道路交通法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○山本国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車における道路技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行うことをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備であります。

その一は、自動運行装置の定義等に関する規定を整備するものであります。

その二は、警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両の運転者に対し、作動状態記録装置による記録の提示を求めることができることとするともに、当該自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととするなどするものであります。

その三は、自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して運転してはならないこととするともに、一定の要件のもとにおいては、自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者について携帯電話使用等を禁止する規定を適用しないこととするものであります。

第二は、携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備であります。

その一は、携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為をした者等に対する罰則を引き上げるものであります。

その二は、携帯電話使用等に対する反則金の限度額を引き上げるなどするものであります。

その三は、携帯電話使用等の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とするものであります。

第三は、その他の規定の整備についてであります。

その一は、自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を整備するものであります。その二は、運転免許を受けた者が運転免許証の再交付を申請することができる場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加えるものであります。

その三は、申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った都道府県公安委員会からその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に改めるなどするものであります。

なお、この法律の施行日は、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定については道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日、その他の部分については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○牧原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五分散会

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「自転

車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に「小児用の車」を加え、同項第十号中「自転車」を「軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む)。

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの。

第二条 第一項第十一号の二中「車いす」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第三項第一号中「車いす」を「車椅子又は」に改め、「又は小児用の車」を削る。

第五十七條第三項中「第一項又は前項」を「前二項に改め、同条の付記中「第二百二十條第一項第十号の二」を「第二百二十條第一項第十一号」に改める。

第七十一條第五号の五中「限る。第二百二十條第一項第十一号」を「限る。第二百十八條第一項第三号の二に、「行うものを除く。第二百二十條第一項第十一号」を「行うものを除く。同号に、「あるものを除く。第二百二十條第一項第十一号」を「あるものを除く。第二百十八條第一項第三号の二に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第二百二十條第一項第十一号」を「第二百十七條の四第一号の二、第二百十八條第一項第三号の二」に改める。

第九十二條の二第二項の表の備考一の1及び2中「第二百五條」を「第二百五條第一項」に改め、同

表の備考二及び三中「同表」を「この表に改め、同表の備考四中「第二百五條」を「第二百五條第一項」に改める。

第九十四條第二項中「破損し、又は」を「破損したとき、」に、「き損した」を「毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定める」に改める。

第九十七條の二第二項第三号及び第四号中「第二百五條」を「第二百五條第一項」に改める。

第九十八條の二第二項第二号中「若しくは第七号」の下に、「第二百十七條の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第九十九條の四第五項中「当該取消しを行った」を「その者の住所を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第二百六條」を加える。

第二百五條に次の一項を加える。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

第二百六條中「通知をし」の下に、「第二百四條の下に「第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

四第六項(前条第二項において準用する場合を含む)の規定により運転経歴証明書を交付し」を加える。

第一百二十二條第一項中「第二百四條の四第六項」の下に「第二百五條第二項において準用する場合を含む」を加える。

第一百十七條の四第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第七十一條(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百十八條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七十一條(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第二百十七條の四第一号の二に該当する者を除く)。

第一百十八條第二項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第一百十九條第一項第二号の二中「第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第二百二十條第一項中「第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第二百二十三條中「第二百十八條第一項第二号」の下に「第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

別表第二中

|                                                                           |          |       |
|---------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
| 第百十九條第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為 | 大型自動車等   | 二万円   |
|                                                                           | 普通自動車等   | 一万五千元 |
|                                                                           | 小型特殊自動車等 | 一万円   |



ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「第百十七条の四第一号の二を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百四条の四第六項」の下に「（第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

理由

最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。